# 一般社団法人 社会福祉経営全国会議

# 人勧対応どうしてます?ニュース



2025年3月10日発行 (No.4) 連絡先/〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902 電話 06-6772-1360 Fax06-6772-1376 Eメール/jimukyoku1@f-zenkoku.net

# 緊急アンケート:保育の人勧 10.7%! どう対応されますか?

お寄せいただいた 声を紹介します!

全国会議・政策運動委員会での議論より

※現在、4月7日政府交渉に向けた要望項目について検討中。その中で「人勧 10.7%」について整理がされていましたので紹介します。

人勧 10.7%の扱いについて

## (1)10.7%は委託費の後払いである

- ・委託費は、人件費・事業費・事務費を積上げ方式で算定した金額を積算し公定価格として支払われている。10.7%は人勧による委託費の差額清算であり、処遇改善手当ではないので弾力運用の対象となる。
- ・今回、国と一部自治体は 10.7%をすべて人件費に使うよう通知しているが、弾力運用との関係で整合性がない。一方で、保育職員の給与改善はすべての保育関係者の要望であり、企業等が経営している保育施設が 10.7%の財源を利益や役員報酬のために使われるのを防ぐ上では正しい判断といえる。

#### (2)人勧とは

- ・10.7%は人事院勧告によるものであり、これまで問題にされてきた全産業平均との賃金格差(月額5万円~6万円程度)が解消されたわけではない。
- ・さらに、ほとんどの保育施設では、国の配置基準の 1.8 程度の職員を配置している。公定価格から算出された人件費を 1.8 倍の職員で分け合っているのである。職員の配置基準改善と同時に進めない限り、保育施設で働く職員の処遇改善は進まない。

#### (3)弾力運用について

- ・保育分野に企業参入が認められて以降、国は、規制緩和により委託費の弾力運用を認めてきた。目的は、企業等が利益や役員報酬を得ることが出来ようにするためである。会員園においても、弾力運用を活用し、繰越金を確保し園舎の大規模修繕・建替え等に備えてきた面もある。今回の 10.7%の財源すべてを臨時賞与等で上乗せして支出してしまうと、将来、経営的に行き詰まることを懸念している。
- ・また、今回の人勧 10.7%だけを弾力運用から除外すのは、これまでの経過と異なる対応になる。そのような判断をするなら、弾力運用そのものを無くすべきである。ただし、事業費・事務費の物価上昇分を委託費に積み上げることや、園舎の大規模修繕・建替えのための整備補助を増やすことと合わせて行なう必要がある。

### (4)具体的な対応について

・国は、基準年度を 2023 年度にした場合、2024 年度の人件費が 10.7%増加(社保含む)していることとしているが、前年度と今年度とでは、入所児童の増減、職員の退職・入職・異動などにより、人件費を算出する前提条件が異なっており、何を基準に証明するのかあいまになっている。

#### (5)まとめ

- ・以上のような状況のもとで、各法人・施設がどう対応するかは、自治体と話し合って決めていく必要がある。
- ・政府交渉においては、10.7%は委託費の後払いであることを確認していく。10.7%を弾力運用から除外しようとする理由について。自治体により 10.7%の取扱いについて様々な中で、10.7%をすべて人件費として使ったことの証明はどうするのか。10.7%は全産業平均との格差是正にはならない。

全国経営懇オンライン 企画「人勧による公定価 格引き上げ〜評価・問題 点と法人の課題」

動画(3/3|まで)と資料です。

https://www.hoikukeieikon.jp/seminarguidance/2025/02/17/1 233



「人勧とはそもそも何?人勧と公定価格、処 週改善加算との違いな ど、わかりやすく解説されています。」

「これまでよくわから なかったことやモヤモ ヤが晴れた学習でした」

緊急アンケート: 保育の 人勧 10.7%! どう対 応されますか? 自治体とのや川取り、 報告書についてなど も。 引き続きお声をお寄せ ください!

https://forms.gle/A f2gQ3HQsYwnem1v6



